

令和7年度 第3回 大船渡市国民健康保険運営協議会

日 時：令和8年3月9日（月）午後1時30分

場 所：大船渡市役所 第1会議室

〈 次 第 〉

1 開 会

2 あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 議 事

- (1) 諮問第1号 子ども・子育て支援金制度の創設に伴う国民健康保険税の税率等の改正について【資料1】
- (2) 諮問第2号 大船渡市税条例の一部を改正することについて【資料2】
- (3) 諮問第3号 令和8年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を定めることについて【資料3】

5 そ の 他

6 閉 会

諮問第1号

子ども・子育て支援金制度の創設に伴う国民健康保険税の
税率等の改正について

子ども・子育て支援金制度の創設に伴う国民健康保険税の税率等の改正について、大船渡市長から諮問を受けたので、本協議会の審議に付します。

令和8年3月9日

大船渡市国民健康保険運営協議会長

諮問第2号

大船渡市税条例の一部を改正することについて

大船渡市税条例の一部を改正することについて、大船渡市長から諮問を受けたので、本協議会の審議に付します。

令和8年3月9日

大船渡市国民健康保険運営協議会長

諮問第3号

令和8年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正
予算（第1号）を定めることについて

令和8年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を定めることについて、大船渡市長から諮問を受けたので、本協議会の審議に付します。

令和8年3月9日

大船渡市国民健康保険運営協議会長

大船渡市国民健康保険運営協議会委員名簿

No.	氏名	委員の種別	今期委嘱 開始年月日	任期満了 年月日	推薦団体等
1	刈谷 忠	公益代表	R6. 5. 26	R9. 5. 25	大船渡市社会福祉協議会
2	山本 勝夫		R6. 5. 26	R9. 5. 25	公益社団法人大船渡市シルバー人材センター
3	佐藤 美智子		R6. 5. 26	R9. 5. 25	大船渡市民生児童委員協議会
4	小松 由美		R6. 5. 26	R9. 5. 25	大船渡市地域婦人団体連絡協議会
5	星田 徹	保険医・ 保険薬剤師代表	R7. 8. 19	R9. 5. 25	岩手県立大船渡病院
6	滝田 有		R6. 5. 26	R9. 5. 25	一般社団法人気仙医師会
7	熊谷 英人		R6. 5. 26	R9. 5. 25	大船渡歯科医師団
8	金野 良則		R6. 5. 26	R9. 5. 25	気仙薬剤師会
9	及川 久美子	被保険者代表	R6. 5. 26	R9. 5. 25	大船渡市農業協同組合
10	及川 艶子		R6. 5. 26	R9. 5. 25	大船渡市水産振興連絡会
11	佐々木 博子		R6. 5. 26	R9. 5. 25	大船渡商工会議所
12	刈谷 由里		R6. 5. 26	R9. 5. 25	大船渡市食生活改善推進員団体連絡協議会

(順不同)

子ども・子育て支援金制度の創設に伴う
国民健康保険税の税率等の改正について

1 改正の背景

令和8年4月から、子育てを社会全体で支えるため、全ての世代や企業が子ども・子育て支援金の費用を負担し、それを財源に子育て世帯への支援を行う「子ども・子育て支援金制度」が創設されることになっており、従来の保険料とあわせて子ども・子育て支援金の負担を課すことになっている。

(1) 子ども・子育て支援金制度の概要

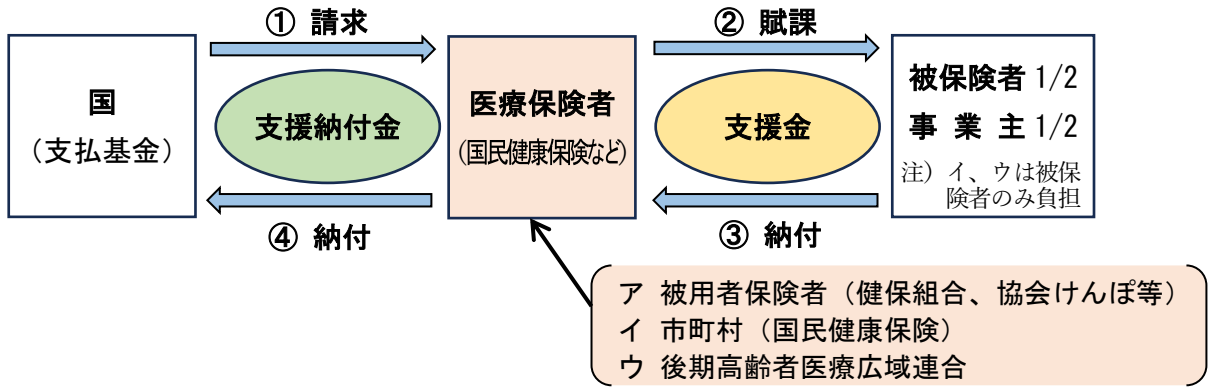
本制度は、“社会全体で子育て世帯を支える仕組み”として導入されるもので、医療保険制度を通じて、全ての医療保険者が支援金として拠出する仕組みとなっている。

(2) 国民健康保険制度における対応

国民健康保険では、都道府県が算定する国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」という。）を市町村が負担している。納付金は現在、「医療分」、「後期高齢者支援金分」、「介護納付金分」の3区分で構成されているが、これに「子ども・子育て支援金分」が追加される。

なお、市町村は「子ども・子育て支援金分」の財源を確保するため、国民健康保険税（以下「国保税」という。）として被保険者に賦課・徴収する。

【支援金の流れ】



【支援金の使途】

<p>児童手当の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 所得制限を撤廃 ✓ 高校生年代まで延長 ✓ 第3子以降は3万円 	<p>妊娠・出産時からの支援強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 妊婦のための支援給付金 ✓ 10万円相当の経済的支援 	<p>切れ目なくすべての子育て世帯を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 「こども誰でも通園制度」を創設
<p>育休を取りやすい職場に</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 出生後の一定期間に男女で育休を取得することを促進するため給付率を手取り10割相当に 	<p>育児期を通じた柔軟な働き方の推進・多様な働き方と子育ての両立支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 時短勤務時の新たな給付 ✓ 国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料免除措置 	

2 税率改正（案）

(1) 基本的な考え方

被保険者数の減少により国保財政は歳入・歳出とも減少している中で、現行の区分に「子ども・子育て支援金分」を追加することになるが、被保険者の負担が増加しないよう他の区分で税率を軽減し、国保税全体が現行水準とほぼ同程度となるよう調整する。

なお、財源に不足が生じる場合には、国民健康保険財政調整基金を活用する。

また、子ども・子育て支援金は、令和10年度まで段階的に納付金が引き上げられるため、令和9年度及び令和10年度においても税率の見直しを行う。

(2) 現行税率

区分	所得割	均等割	平等割	対象者	内容
医療分	<u>7.50%</u>	<u>30,900円</u>	<u>21,400円</u>	全加入者	病気やケガをしたときの医療費の財源
後期高齢者支援金分	2.60%	10,400円	7,200円	全加入者	後期高齢者医療制度を支えるための財源
介護納付金分	2.00%	10,000円	5,200円	40～64歳	介護保険制度を支えるための財源

(3) 改正税率（案）

県が算定した標準保険税率を参考に「子ども・子育て支援金分」を新設し、増額相当分を医療分から引き下げ、国保税全体として現行水準を上回らない税率の設定とする。

区分	所得割	均等割	平等割	対象者	内容
医療分	<u>7.20%</u> (△0.30%)	<u>29,700円</u> (△1,200円)	<u>20,700円</u> (△700円)	全加入者	同上
後期高齢者支援金分	2.60%	10,400円	7,200円	全加入者	同上
介護納付金分	2.00%	10,000円	5,200円	40～64歳	同上
※令和8年度追加 子ども・子育て支援金分	<u>0.30%</u>	<u>1,100円</u> <u>(18歳以上) 100円</u>	<u>700円</u>	全加入者 (18歳未満は均等割を軽減)	子ども・子育て支援制度を支えるための財源

3 今後のスケジュール（予定）

令和8年3月17日 条例改正案及び補正予算案を市議会に追加提案

4月1日 改正条例の施行

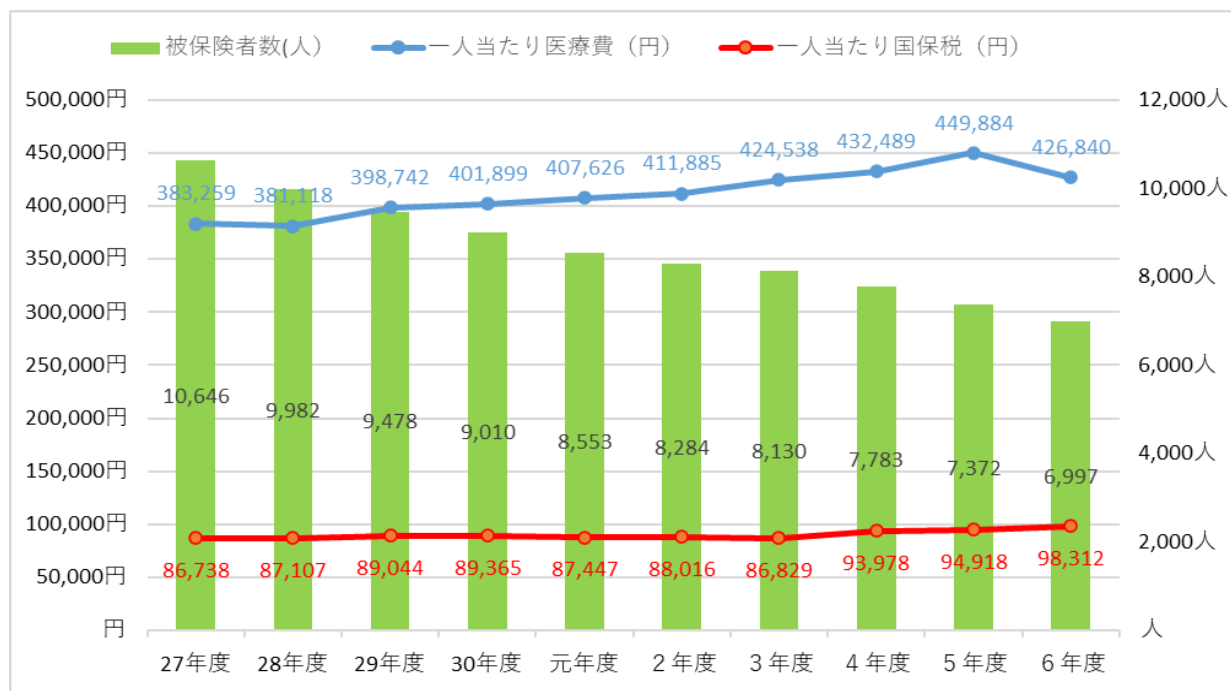
【参考】

【大船渡市の国民健康保険の状況】

(令和8年1月末日現在)

大船渡市	世帯数	14,641 世帯
	人口	31,331 人
国民健康保険	世帯数	4,483 世帯 (加入割合 30.62%)
	被保険者数	6,439 人 (加入割合 20.55%)

【被保険者数、医療費、国保税の推移】



【決算状況】

(単位：千円)

		R 3	R 4	R 5	R 6
決算額	歳入	4,305,506	4,248,358	4,118,986	3,801,998
	歳出	4,200,168	4,212,991	4,075,986	3,759,580
	収支	105,338	35,367	43,000	42,418
実質的な収支		19,152	103,478	67,445	102,682
財政調整基金の年度末残高		0	112,450	172,261	275,525
(保険給付費における保有割合)		(0.0%)	(3.39%)	(5.84%)	(9.84%)

税率改正(案)モデルケース試算

① 1人世帯 70歳 収入は年金のみ。

世帯主	年金収入	781,700 円	7割軽減
	合計所得	0 円	
	課税標準額	0 円	

(単位：円)

		医療分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分	子ども・子育て 支援金分
所得割	改正税率(案)①	0	0	0	0
	現行税率	0	0	0	0
	差額	0	0	0	0
均等割	改正税率(案)①	8,910	3,120	3,000	360
	現行税率	9,270	3,120	3,000	0
	差額	△ 360	0	0	360
平等割	改正税率(案)①	6,210	2,160	1,560	210
	現行税率	6,420	2,160	1,560	0
	差額	△ 210	0	0	210
計 10円未満の端数切 捨て	改正税率(案)①	15,120	5,280	4,560	570
	現行税率	15,690	5,280	4,560	0
	差額	△ 570	0	0	570
総額	改正税率(案)①	25,530			
	現行税率	25,530			
	差額	0			

※ 一人あたり 0 円減

② 2人世帯 夫婦ともに66歳 収入は年金のみ。

世帯主	年金収入	781,700 円	7割軽減
	合計所得	0 円	
	課税標準額	0 円	
妻	年金収入	781,700 円	7割軽減
	合計所得	0 円	
	課税標準額	0 円	

(単位：円)

		医療分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分	子ども・子育て 支援金分
所得割	改正税率(案)①	0	0	0	0
	現行税率	0	0	0	0
	差額	0	0	0	0
均等割	改正税率(案)①	17,820	6,240	6,000	720
	現行税率	18,540	6,240	6,000	0
	差額	△ 720	0	0	720
平等割	改正税率(案)①	12,420	4,320	3,120	420
	現行税率	12,840	4,320	3,120	0
	差額	△ 420	0	0	420
計 10円未満の端数切 捨て	改正税率(案)①	30,240	10,560	9,120	1,140
	現行税率	31,380	10,560	9,120	0
	差額	△ 1,140	0	0	1,140
総額	改正税率(案)①	51,060			
	現行税率	51,060			
	差額	0			

※ 一人あたり 0 円減

【補足】18歳以上の被保険者については、子ども・子育て支援金分の均等割1,100円に100円が追加される。

7割軽減世帯の計算例→被保険者数×(1,100円+100円)×3/10

税率改正(案)モデルケース試算

③ 1人世帯 40歳 給与収入あり。

世帯主	給与収入	2,400,000円	軽減なし
	合計所得	1,600,000円	
	課税標準額	1,170,000円	

(単位：円)

		医療分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分	子ども・子育て 支援金分
所得割	改正税率(案)①	84,240	30,420	23,400	3,510
	現行税率	87,750	30,420	23,400	0
	差額	△ 3,510	0	0	3,510
均等割	改正税率(案)①	29,700	10,400	10,000	1,200
	現行税率	30,900	10,400	10,000	0
	差額	△ 1,200	0	0	1,200
平等割	改正税率(案)①	20,700	7,200	5,200	700
	現行税率	21,400	7,200	5,200	0
	差額	△ 700	0	0	700
計 10円未満の端数切 捨て	改正税率(案)①	134,640	48,020	38,600	5,410
	現行税率	140,050	48,020	38,600	0
	差額	△ 5,410	0	0	5,410
総額	改正税率(案)①	226,670			
	現行税率	226,670			
	差額	0			

※ 一人あたり 0円減

④ 2人世帯 夫60歳、妻57歳 夫のみ給与収入あり。

世帯主	給与収入	3,000,000円	軽減なし
	合計所得	2,020,000円	
	課税標準額	1,590,000円	
妻	収入	0円	
	合計所得	0円	
	課税標準額	0円	

(単位：円)

		医療分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分	子ども・子育て 支援金分
所得割	改正税率(案)①	114,480	41,340	31,800	4,770
	現行税率	119,250	41,340	31,800	0
	差額	△ 4,770	0	0	4,770
均等割	改正税率(案)①	59,400	20,800	20,000	2,400
	現行税率	61,800	20,800	20,000	0
	差額	△ 2,400	0	0	2,400
平等割	改正税率(案)①	41,400	14,400	10,400	1,400
	現行税率	42,800	14,400	10,400	0
	差額	△ 1,400	0	0	1,400
計 10円未満の端数切 捨て	改正税率(案)①	215,280	76,540	62,200	8,570
	現行税率	223,850	76,540	62,200	0
	差額	△ 8,570	0	0	8,570
総額	改正税率(案)①	362,590			
	現行税率	362,590			
	差額	0			

※ 一人あたり 0(増減なし)

税率改正(案)モデルケース試算

⑤ 2人世帯 30代夫婦 夫の給与収入のみ。

世帯主	給与収入	1,500,000 円
	合計所得	850,000 円
	課税標準額	420,000 円
妻	収入	0 円
	合計所得	0 円
	課税標準額	0 円

5割軽減
 ※この世帯なら所得が
 1,040,000円以下

(単位：円)

		医療分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分	子ども・子育て 支援金分
所得割	改正税率(案)①	15,120	5,460	4,200	630
	現行税率	15,750	5,460	4,200	0
	差額	△ 630	0	0	630
均等割	改正税率(案)①	29,700	10,400	10,000	1,200
	現行税率	30,900	10,400	10,000	0
	差額	△ 1,200	0	0	1,200
平等割	改正税率(案)①	20,700	7,200	5,200	700
	現行税率	21,400	7,200	5,200	0
	差額	△ 700	0	0	700
計 10円未満の端数切 捨て	改正税率(案)①	65,520	23,060	19,400	2,530
	現行税率	68,050	23,060	19,400	0
	差額	△ 2,530	0	0	2,530
総額	改正税率(案)①	110,510			
	現行税率	110,510			
	差額	0			

※ 一人あたり 0 (増減なし)

⑥ 3人世帯 40代夫婦と子1人 夫のみ給与収入あり。

世帯主	給与収入	2,600,000 円
	合計所得	1,740,000 円
	課税標準額	1,310,000 円
妻	収入	0 円
	合計所得	0 円
	課税標準額	0 円
子	収入	0 円
	合計所得	0 円
	課税標準額	0 円

2割軽減
 ※この世帯なら所得が
 2,110,000円以下

(単位：円)

		医療分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分	子ども・子育て 支援金分
所得割	改正税率(案)①	75,456	27,248	20,960	3,144
	現行税率	78,600	27,248	20,960	0
	差額	△ 3,144	0	0	3,144
均等割	改正税率(案)①	71,280	24,960	24,000	1,920
	現行税率	74,160	24,960	24,000	0
	差額	△ 2,880	0	0	1,920
平等割	改正税率(案)①	16,560	5,760	4,160	560
	現行税率	17,120	5,760	4,160	0
	差額	△ 560	0	0	560
計 10円未満の端数切 捨て	改正税率(案)①	163,296	57,968	49,120	5,624
	現行税率	169,880	57,968	49,120	0
	差額	△ 6,584	0	0	5,624
総額	改正税率(案)①	276,008			
	現行税率	276,968			
	差額	△ 960			

※ 一人あたり 320 円減

【補足】 この世帯の子ども・子育て支援金分の均等割に係る計算例
 18歳以上被保険者2名 × (1,100円+100円) × 8/10 = 1,920円

大船渡市税条例の一部改正の概要

1 概要

次のとおり、国民健康保険税において子ども・子育て支援納付金の新設による税率改正に伴い、大船渡市税条例のうち、国民健康保険税の関係規定について、所要の改正を行うものである。

改正条項	改正要旨
第140条	(保険税の課税額) 現行の国民健康保険税の課税額（基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額）の算定に、子ども・子育て支援納付金を追加するとともに、当該課税限度額を3万円に定めようとするもの。
第141条	(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額) 基礎課税額の所得割額の税率を、100分の7.5から100分の7.2に引き下げようとするもの。
第142条	(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額) 基礎課税額の被保険者均等割額を、30,900円から29,700円に引き下げようとするもの。
第143条	(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額) (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯について、21,400円から20,700円に引き下げようとするもの。 (2) 特定世帯について、10,700円から10,350円に引き下げようとするもの。 (3) 特定継続世帯について、16,050円から15,525円に引き下げようとするもの。
第147条の3	(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額) 子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る所得割額の税率を100分の0.3に定めようとするもの。
第147条の4	(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額) 子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額を被保険者1人につき1,100円に定めようとするもの。
第147条の5	(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額) 子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る18歳以上被保険者均等割額を被保険者1人につき100円に定めようとするもの。
第147条の6	(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額) (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯について、700円に定めようとするもの。 (2) 特定世帯について、350円に定めようとするもの。 (3) 特定継続世帯について、525円に定めようとするもの。
第161条	(保険税の減額) 所得が一定額以下の世帯に係る課税額の軽減措置として子ども・子育て支援納付金を追加し、課税限度額を3万円と定めるとともに、国民健康保険の被保険者均等割等を以下のとおり定めるもの。 (1) 総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円を超えない世帯に係る納税義務者 イ 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額の軽減額 20,790円 ロ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額の軽減額 イ 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 14,490円 ロ 特定世帯 7,245円 ハ 特定継続世帯 10,868円 ト 被保険者における子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額の軽減額 770円 チ 被保険者における子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額の軽減額 70円

	<ul style="list-style-type: none"> リ 被保険者における子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額の軽減額 <ul style="list-style-type: none"> (イ) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 490円 (ロ) 特定世帯 245円 (ハ) 特定継続世帯 368円
	<ul style="list-style-type: none"> (2) 総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万円5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 <ul style="list-style-type: none"> イ 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額の軽減額 14,850円 ロ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額の軽減額 <ul style="list-style-type: none"> (イ) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10,350円 (ロ) 特定世帯 5,175円 (ハ) 特定継続世帯 7,763円 ト 被保険者における子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額の軽減額 550円 チ 被保険者における子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額の軽減額 50円 リ 被保険者における子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額の軽減額 <ul style="list-style-type: none"> (イ) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 350円 (ロ) 特定世帯 175円 (ハ) 特定継続世帯 263円
	<ul style="list-style-type: none"> (3) 総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 <ul style="list-style-type: none"> イ 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額の軽減額 5,940円 ロ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額の軽減額 <ul style="list-style-type: none"> (イ) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,140円 (ロ) 特定世帯 2,070円 (ハ) 特定継続世帯 3,105円 ト 被保険者における子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額の軽減額 220円 チ 被保険者における子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額の軽減額 20円 リ 被保険者における子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額の軽減額 <ul style="list-style-type: none"> (イ) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 140円 (ロ) 特定世帯 70円 (ハ) 特定継続世帯 105円
	<ul style="list-style-type: none"> 2 納税義務者の世帯に未就学児の被保険者がある場合の子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額の軽減額 <ul style="list-style-type: none"> (1) 基礎課税額に係る被保険者均等割額の軽減額 <ul style="list-style-type: none"> (イ) 7割軽減のある世帯 4,455円 (ロ) 5割軽減のある世帯 7,425円 (ハ) 2割軽減のある世帯 11,880円 (ニ) (イ)から(ハ)まで以外の世帯 14,850円 (3) 子ども・子育て支援納付金課税額に係る被保険者均等割額の軽減額 <ul style="list-style-type: none"> (イ) 7割軽減のある世帯 165円 (ロ) 5割軽減のある世帯 275円 (ハ) 2割軽減のある世帯 440円 (ニ) (イ)から(ハ)まで以外の世帯 550円 3 納税義務者の世帯に出産被保険者がある場合の子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額を産前産後期間に応じて軽減する。 <ul style="list-style-type: none"> (7) 出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額を産前産後期間に応じて軽減する。 (8) 出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額を産前産後期間に応じて軽減する。

	(9) 出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額を産前産後期間に応じて軽減する。 4 納税義務者の世帯に18歳未満被保険者がある場合の子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額を軽減する。
附則 第18条の 5	(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る所得割額の文言を追加するもの。
附則 第18条の 6	(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例) 子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る所得割額の文言を追加するもの。
附則 第20条	(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る所得割額の文言を追加するもの。
附則 第21条	(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る所得割額の文言を追加するもの。
附則 第22条	(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る所得割額の文言を追加するもの。
附則 第23条	(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る所得割額の文言を追加するもの。
附則 第24条	(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例) 子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る所得割額の文言を追加するもの。
附則 第25条	(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例) 子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る所得割額の文言を追加するもの。
附則 第26条	(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例) 子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る所得割額の文言を追加するもの。
附則 第27条	(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例) 子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る所得割額の文言を追加するもの。

(改正附則)

改正条項	改正要旨
第1条	(施行期日) 令和8年4月1日から施行することを定めるもの。
第2条	(国民健康保険税に関する経過措置) 国民健康保険税に関する経過措置を定めるもの。

2 予算の影響

国民健康保険税の歳入において、子ども・子育て支援納付金の新設に伴う増額分は、医療分（基礎）の税率を減額して調整することにより、合算した改正税率は現行税率と同率になるため、当初予算時と同額となる。

大船渡市税条例の一部を改正する条例

大船渡市税条例（昭和29年大船渡市条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(保険税の課税額)</p> <p>第140条 前条の者に対して課する保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>(保険税の課税額)</p> <p>第140条 前条の者に対して課する保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）<u>、介護保険法の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）</u>の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>子ども・子育て支援納付金課税額（保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</u></p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 <u>第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（法第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える</u></p>

改正前	改正後
<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第141条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の7.5</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第142条 第140条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>30,900円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第143条 第140条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第145条の2及び第161条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第145条の2及び第161条第1項において同じ。）以外の世帯 <u>21,400円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>10,700円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>16,050円</u></p>	<p><u>場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第141条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の7.2</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第142条 第140条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>29,700円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第143条 第140条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第145条の2、<u>第147条の6</u>及び第161条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第145条の2、<u>第147条の6</u>及び第161条第1項において同じ。）以外の世帯 <u>20,700円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>10,350円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>15,525円</u></p>

改正前	改正後
<p>条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からハ及びニに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からホ及びへに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p>	<p>条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からハ及びニに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）、同条第4項本文の介護納付金課税額からホ及びへに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からトからリまでに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合は、3万円）の合算額とする。</p>
<p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第139条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>21,630円</u></p> <p>ロ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(イ) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>14,980円</u></p> <p>(ロ) 特定世帯 <u>7,490円</u></p>	<p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第139条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>20,790円</u></p> <p>ロ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(イ) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>14,490円</u></p> <p>(ロ) 特定世帯 <u>7,245円</u></p>

改正前	改正後
<p>(ハ) 特定継続世帯 <u>11,235円</u> ハ～ハ [略]</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第139条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>15,450円</u></p> <p>ロ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(イ) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>10,700円</u></p> <p>(ロ) 特定世帯 <u>5,350円</u></p> <p>(ハ) 特定継続世帯 <u>8,025円</u> ハ～ハ [略]</p>	<p>(ハ) 特定継続世帯 <u>10,868円</u> ハ～ハ [略]</p> <p>ト 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第139条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>770円</u></p> <p>チ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第139条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>70円</u></p> <p>リ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(イ) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>490円</u></p> <p>(ロ) 特定世帯 <u>245円</u></p> <p>(ハ) 特定継続世帯 <u>368円</u></p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第139条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>14,850円</u></p> <p>ロ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(イ) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>10,350円</u></p> <p>(ロ) 特定世帯 <u>5,175円</u></p> <p>(ハ) 特定継続世帯 <u>7,763円</u> ハ～ハ [略]</p> <p>ト 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第139条第2項に規定する世帯主を除く。)</p>

改正前	改正後
<p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第139条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>6,180円</u></p> <p>ロ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(イ) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,280円</u></p> <p>(ロ) 特定世帯 <u>2,140円</u></p> <p>(ハ) 特定継続世帯 <u>3,210円</u></p> <p>ハ～ハ [略]</p>	<p>く。)1人について <u>550円</u></p> <p>チ <u>18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第139条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 50円</u></p> <p>リ <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</u></p> <p>(イ) <u>特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 350円</u></p> <p>(ロ) <u>特定世帯 175円</u></p> <p>(ハ) <u>特定継続世帯 263円</u></p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第139条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>5,940円</u></p> <p>ロ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(イ) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,140円</u></p> <p>(ロ) 特定世帯 <u>2,070円</u></p> <p>(ハ) 特定継続世帯 <u>3,105円</u></p> <p>ハ～ハ [略]</p> <p>ト <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第139条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 220円</u></p> <p>チ <u>18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第139条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 20円</u></p>

改正前	改正後
<p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>（1）国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>イ 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 <u>4,635円</u></p> <p>ロ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 <u>7,725円</u></p> <p>ハ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 <u>12,360円</u></p> <p>ニ イからハマまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>15,450円</u></p> <p>（2）[略]</p> <p>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減</p>	<p><u>リ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額</u> 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（イ）<u>特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯</u> <u>140円</u></p> <p>（ロ）<u>特定世帯</u> <u>70円</u></p> <p>（ハ）<u>特定継続世帯</u> <u>105円</u></p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>（1）国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>イ 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 <u>4,455円</u></p> <p>ロ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 <u>7,425円</u></p> <p>ハ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 <u>11,880円</u></p> <p>ニ イからハマまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>14,850円</u></p> <p>（2）[略]</p> <p>（3）<u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額</u> 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>イ 前項第1号トに規定する金額を減額した世帯 <u>165円</u></p> <p>ロ 前項第2号トに規定する金額を減額した世帯 <u>275円</u></p> <p>ハ 前項第3号トに規定する金額を減額した世帯 <u>440円</u></p> <p>ニ イからハマまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>550円</u></p> <p>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額<u>並びに</u>被保険者均等割額<u>及び</u>18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するも</p>

改正前	改正後
<p>額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p>	<p>のとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額)は、当該所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額</u> 当該出産被保険者につき第147条の3の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(8) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額</u> 当該出産被保険者につき第147条の4の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(9) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額</u> 当該出産被保険者につき第147条の5の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>4 <u>国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「18歳未満被保険者」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額(前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)</u>は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>

改正前	改正後
<p>(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第18条の5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第141条、第144条、第146条及び第161条の規定の適用については、第141条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第161条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p>	<p>(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第18条の5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第141条、第144条、第146条、<u>第147条の3</u>及び第161条の規定の適用については、第141条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第161条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p>
<p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第18条の6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第141条、第144条、第146条及び第161条の規定の適用については、第141条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額()とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額()と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第161条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p>	<p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第18条の6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第141条、第144条、第146条、<u>第147条の3</u>及び第161条の規定の適用については、第141条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額()とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額()と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第161条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p>

改正前	改正後
<p>とする。</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第20条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第141条、第144条、第146条及び第161条の規定の適用については、第141条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第161条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第21条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第141条、第144条、第146条及び第161条の規定の適用については、第141条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第161条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第22条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑</p>	<p>渡所得の金額」とする。</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第20条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第141条、第144条、第146条、<u>第147条の3</u>及び第161条の規定の適用については、第141条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第161条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第21条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第141条、第144条、第146条、<u>第147条の3</u>及び第161条の規定の適用については、第141条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第161条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第22条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑</p>

改正前	改正後
<p>所得を有する場合における第141条、第144条、第146条及び第161条の規定の適用については、第141条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第161条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第23条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第141条、第144条、第146条及び第161条の規定の適用については、第141条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第161条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第24条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等所得相互免除法第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第141条、第144条、第146条及び第161条第1項の規定の適用については、第141条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居</p>	<p>所得を有する場合における第141条、第144条、第146条、<u>第147条の3</u>及び第161条の規定の適用については、第141条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第161条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第23条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第141条、第144条、第146条、<u>第147条の3</u>及び第161条の規定の適用については、第141条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第161条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第24条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等所得相互免除法第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第141条、第144条、第146条、<u>第147条の3</u>及び第161条第1項の規定の適用については、第141条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金</p>

改正前	改正後
<p>住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第161条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第161条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p> <p>（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>第25条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第141条、第144条、第146条及び第161条第1項の規定の適用については、第141条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第161条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第161条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>第26条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定</p>	<p>額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第161条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第161条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p> <p>（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>第25条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第141条、第144条、第146条、<u>第147条の3</u>及び第161条第1項の規定の適用については、第141条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第161条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第161条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>第26条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定</p>

改正前	改正後
<p>する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第141条、第144条、第146条及び第161条の規定の適用については、第141条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第161条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>第27条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第141条、第144条、第146条及び第161条の規定の適用については、第141条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第161条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、</p>	<p>する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第141条、第144条、第146条、<u>第147条の3</u>及び第161条の規定の適用については、第141条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第161条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>第27条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第141条、第144条、第146条、<u>第147条の3</u>及び第161条の規定の適用については、第141条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第161条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、</p>

改正前	改正後
約適用配当等の額」とする。	に規定する条約適用配当等の額」とする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(国民健康保険税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の大船渡市市税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和 8 年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算
（第 1 号）について

【補正理由】

子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、新たに子ども・子育て支援納付金が設けられたことから、歳出予算を補正するもの。

なお、本補正は財源の組替えによるものであり、予算総額の増減は生じない。

【補正予算の概要】

補正予算総額 0 千円

補正後予算総額 3,719,852 千円

（1）歳 出

款	款 名	補正額(千円)	補正理由
3	国民健康保険事業費 納付金	20,420	子ども・子育て支援納付金分の新設に伴う増額
5	基金積立金	△20,420	財源振替に伴う減額
	合 計	0	

令和8年度国民健康保険特別会計(事業勘定) 補正予算 (第1号)

【歳入】

(単位：千円)

予算科目	予算現額	補正額	補正後予算額	備考
1 国民健康保険税	604,262	0	604,262	
1 国民健康保険税	604,262	0	604,262	
1 一般被保険者国民健康保険税	604,254	0	604,254	
1 医療給付費分現年課税分	392,547	△ 19,070	373,477	子ども・子育て支援納付金の増額分を減額
2 後期高齢者支援金分現年課税分	135,509		135,509	
3 介護納付金分現年課税分	50,273		50,273	
4 医療給付費分滞納繰越分	17,075		17,075	
5 後期高齢者支援金分滞納繰越分	5,875		5,875	
6 介護納付金分滞納繰越分	2,975		2,975	
7 子ども・子育て支援納付金分現年課税分	0	19,070	19,070	子ども・子育て支援納付金の新設に伴う増額
2 退職被保険者等国民健康保険税	8	0	8	
1 医療給付費分滞納繰越分	6		6	
2 後期高齢者支援金分滞納繰越分	1		1	
3 介護納付金分滞納繰越分	1		1	
2 使用料及び手数料	300	0	300	
1 手数料	300	0	300	
1 督促手数料	300		300	
3 国庫支出金	10	0	10	
1 国庫補助金	10	0	10	
1 災害臨時特例補助金	10		10	
4 県支出金	2,732,340	0	2,732,340	
1 県補助金	2,732,340	0	2,732,340	
1 保険給付費等交付金	2,732,340	0	2,732,340	
1 普通交付金	2,672,589		2,672,589	
2 特別交付金	59,751	0	59,751	
保険者努力支援分	17,907		17,907	
特別調整交付金分	20,246		20,246	
県繰入金(2号)分	12,786		12,786	
特定健康審査等負担金	8,812		8,812	
5 財産収入	1,397	0	1,397	
1 財産運用収入	1,397	0	1,397	
1 利子及び配当金	1,397		1,397	
6 繰入金	372,446	0	372,446	
1 他会計繰入金	372,446	0	372,446	
1 一般会計繰入金	372,446	0	372,446	
1 保険基盤安定繰入金	226,582		226,582	
2 未就学児均等割保険料繰入金	764		764	
3 職員給与費等繰入金	69,292		69,292	
4 産前産後保険料繰入金	791		791	
5 出産育児一時金等繰入金	3,334		3,334	
6 財政安定化支援事業繰入金	71,683		71,683	
7 繰越金	1	0	1	
1 繰越金	1	0	1	
1 繰越金	1		1	
8 諸収入	9,096	0	9,096	
1 延滞金及び過料	2,001	0	2,001	
1 一般被保険者延滞金	2,000		2,000	
2 退職被保険者等延滞金	1		1	
2 雑入	7,095	0	7,095	
1 第三者納付金	2,000		2,000	
2 返納金	2,000		2,000	
3 特定健康診査徴収金	2,850		2,850	
4 雑入	245		245	
歳入合計	3,719,852	0	3,719,852	

【歳出】

(単位：千円)

予算科目	予算現額	補正額	補正後予算額	備考
1 総務費	104,968	0	104,968	
1 総務管理費	78,461	0	78,461	
1 一般管理費	72,735		72,735	
2 連合会負担金	5,726		5,726	
2 徴税费	25,947	0	25,947	
1 賦課徴収費	25,947		25,947	
3 運営協議会費	560	0	560	
1 運営協議会費	560		560	
2 保険給付費	2,692,249	0	2,692,249	
1 療養諸費	2,273,946	0	2,273,946	
1 療養給付費	2,253,100		2,253,100	
2 療養費	12,900		12,900	
3 審査支払手数料	7,946		7,946	
2 高額療養費	410,500	0	410,500	
1 高額療養費	410,000		410,000	
2 高額介護合算療養費	500		500	
3 移送費	100	0	100	
1 移送費	100		100	
4 出産育児諸費	5,003	0	5,003	
1 出産育児一時金	5,000		5,000	
2 出産育児一時金支払手数料	3		3	
5 葬祭諸費	2,700	0	2,700	
1 葬祭費	2,700		2,700	
3 国民健康保険事業費納付金	826,942	20,420	847,362	
1 国民健康保険事業費納付金	826,942	20,420	847,362	
1 国民健康保険事業費納付金	826,942	20,420	847,362	
医療給付費分	539,139		539,139	
後期高齢者支援金等分	211,315		211,315	
介護納付金分	76,488		76,488	
子ども・子育て支援納付金分	0	20,420	20,420	子ども・子育て支援納付金の新設に伴う増額
4 保健事業費	35,260	0	35,260	
1 特定健康診査等事業費	33,890	0	33,890	
1 特定健康診査等事業費	33,890	0	33,890	
2 保健事業費	1,370	0	1,370	
1 保健衛生普及費	1,370		1,370	
5 基金積立金	34,956	△ 20,420	14,536	
1 基金積立金	34,956	△ 20,420	14,536	財源振替に伴う減額
1 財政調整基金積立金	34,956	△ 20,420	14,536	
6 諸支出金	24,477	0	24,477	
1 償還金及び還付加算金	6,161	0	6,161	
1 一般被保険者保険税還付金	6,100		6,100	
2 退職被保険者等保険税還付金	60		60	
3 償還金	1		1	
2 繰出金	18,316	0	18,316	
1 直診診療施設勘定繰出金	18,316		18,316	
7 予備費	1,000	0	1,000	
1 予備費	1,000	0	1,000	
1 予備費	1,000		1,000	
歳出合計	3,719,852	0	3,719,852	